

**第7期介護保険事業計画（平成30～32年度）における
基幹型包括支援センター及び地域包括支援センターの体制について**

1 経過

平成18年4月 地域包括支援センター設置（7か所）

- ・堺市福祉サービス公社に委託し、各区に1か所、地域包括支援センターを設置。
- ・33か所の在宅介護支援センターを、地域包括支援センターのブランチに位置づけ。

平成24年4月 地域包括支援センター再編（基幹型7か所、地域型21か所）

- ・基幹型包括支援センターを各区役所内に合計7か所設置（堺市社会福祉協議会に委託）。
- ・地域包括支援センターを各日常生活圏域に1か所、合計21か所設置。運営法人は在宅介護支援センター運営法人から公募。

（平成27年度に北第1包括の運営法人を公募した際は、介護保険法施行規則の規定により、在宅介護支援センターの運営法人、医療法人、社会福祉法人、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人から公募。）

2 業務実績の推移

年 度	職員数 (年度末)	高齢者 人口 (年度末)	総合相談	予防プラン		会議等		
				内,包括 プラン	ネットワーク 構築	地域 活動	ケアマネ 支援	
24	134	204,140	64,165	87,225	23,867	2,966	1,619	588
25	146	212,845	84,436	102,080	24,565	2,842	1,514	613
26	148	220,314	97,519	115,533	24,615	3,068	1,621	545
27	148	225,580	103,693	126,423	22,713	2,965	1,777	567
28	153	229,321	115,350	135,377	20,201	3,253	2,129	738

※ 職員数には、非常勤職員を含む。

年 度	職員数 (年度末)	職員一人当 たり高齢者 人口	職員一人 当たり相 談件数
24	134	1,523	479
25	146	1,458	578
26	148	1,489	659
27	148	1,524	701
28	153	1,499	754

3 体制強化・機能強化

(1) 基幹型包括支援センターの設置

基幹型包括支援センターに3職種×1、大規模区では常勤5人及び非常勤2人を配置し、地域包括支援センターを支援

(2) 地域包括支援センター業務委託料の増額

高齢者人口や業務量に応じて、随時委託料を増額（H24は初度調弁除く）

（H24）委託料1か所平均 22,112 千円 （H29）委託料1か所平均 25,974 千円

(3) 専門機関の設置等

開始年月	名称	概要
平成20年12月	認知症疾患医療センター	認知症についての専門医療相談、鑑別診断、かかりつけ医や介護サービスとの連携を行う。
平成21年7月	認知症地域支援推進員 (旧、認知症連携担当者)	認知症者の支援ネットワークの構築や若年性認知症者への支援を行う。
平成21年11月	認知症嘱託医	受診困難や支援困難な認知症の疑いのある方に対して、自宅等で医師による専門医療相談を行う。
平成25年4月	権利擁護サポートセンター	相談機関や事業所に対して、権利擁護に関する相談支援を行う。
平成27年4月	生活支援コーディネーター	地域の様々な資源を結びつける支援を行い、地域における生活支援と介護予防の取り組みを充実させる。
平成28年1月	認知症初期集中支援チーム	専門医・医療・介護福祉の専門職のチームが、認知症の適切な医療や介護を受けていない方を集中的に支援する。
平成29年7月	堺地域医療連携支援センター	医療・介護関係者に対して、在宅医療に関する情報提供や相談、支援を行う。

【参考】専門機関の相談件数

年度	権利擁護サポートセンター		認知症嘱託医	認知症初期集中支援チーム	認知症地域支援推進員
	新規相談	内包括	相談人数	新規相談	個別支援
25	197	107	39	—	82
26	200	84	23	—	70
27	260	133	56	4	68
28	294	165	29	59	42

※ 「認知症嘱託医」「認知症初期集中支援チーム」「認知症地域支援推進員」の件数は、包括からの依頼によるもの。

4 国の動向

平成30年度介護保険法改正において、市町村や地域包括支援センターは、地域包括支援センターの事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとされた。

国において、全国で統一して用いる評価指標を策定し、全国の市町村及び地域包括支援センターを比較評価することを可能とすることで、個々の地域包括支援センターの業務の状況や量等の程度を市町村が把握し、これを地域包括支援センター運営協議会等により、評価・点検できる仕組みの構築が予定してされている。

5 第7期計画（平成30～32年度）における包括の体制（案）

地域包括支援センターの設置数及び日常生活圏域の設定については、第7期計画期間中は現行体制を維持し、人員の確保・質の向上など機能の充実を図る。

また、第7期計画期間中に、高齢者人口等を勘案しながら、第8期計画に向けて日常生活圏域や包括の人員体制、基幹型包括のあり方について検討する。

なお、運営法人については、第7期計画期間中は現行の法人による運営を継続するが、次の場合は公募を検討する。

- ・必要な職員体制を確保できない。
- ・市による評価が著しく悪い。
- ・市による評価が悪く、翌年度の評価においても改善されていない。

6 第8期計画（平成33～35年度）に向けた検討事項

（1）圏域の見直しによる体制の整備

小規模・中規模包括のメリットデメリットを比較しながら、圏域の分割による包括の設置数の増加も視野に入れ、必要な体制について検討する。

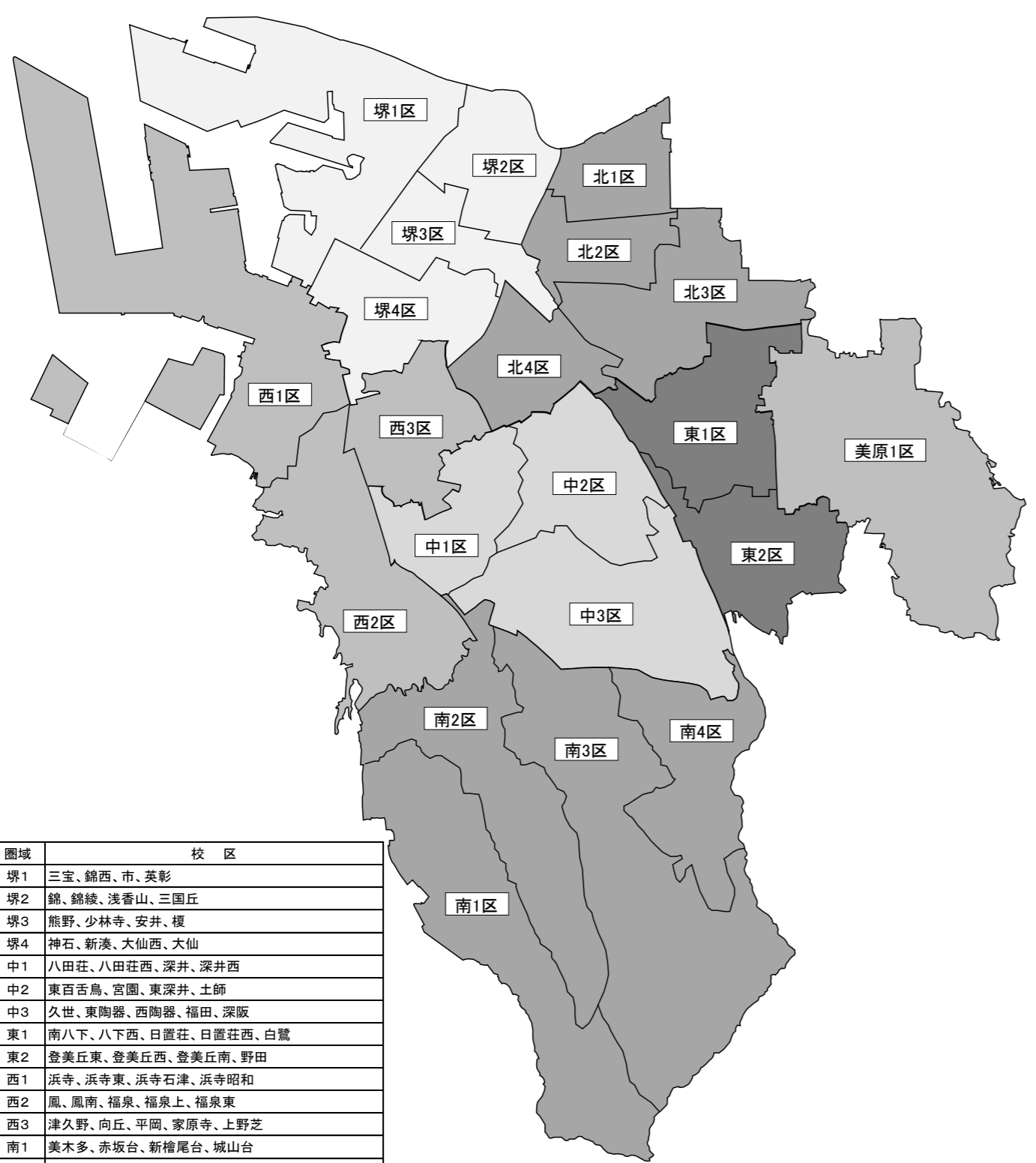
（2）包括の公募による質の向上

包括の質の向上を維持するため、定期的に包括の運営法人の公募を行うことを検討する。

（他市の事例）

- ・委託期間を4年として、4年毎に順次、公募を行っている。

【日常生活圏域】



圏域	校区
堺1区	三宝、錦西、市、英彰
堺2区	錦、錦綾、浅香山、三国丘
堺3区	熊野、少林寺、安井、榎
堺4区	神石、新湊、大仙西、大仙
中1	八田荘、八田荘西、深井、深井西
中2	東百舌鳥、宮園、東深井、土師
中3	久世、東陶器、西陶器、福田、深阪
東1	南八下、八下西、日置荘、日置荘西、白鷺
東2	登美丘東、登美丘西、登美丘南、野田
西1	浜寺、浜寺東、浜寺石津、浜寺昭和
西2	鳳、鳳南、福泉、福泉上、福泉東
西3	津久野、向丘、平岡、家原寺、上野芝
南1	美木多、赤坂台、新櫓尾台、城山台
南2	福泉中央、桃山台、原山台、原山台東、庭代台、御池台
南3	上神谷、宮山台、竹城台、竹城台東、若松台、茶山台
南4	三原台、泉北高倉、はるみ、横塚台
北1	東浅香山、新浅香山、五箇荘、五箇荘東
北2	東三国丘、光竜寺、新金岡、新金岡東
北3	大泉、金岡、金岡南、北八下
北4	百舌鳥、西百舌鳥、中百舌鳥
美原1	全区域

【圏域別高齢者人口等統計】

平成29年6月末現在

区	圏域	①高齢者人口	高齢化率	②独居高齢者	独居高齢者率 (①÷②)	③要介護等認定者数	要介護等認定率 (①÷③)	④全世帯数	⑤高齢者のみ世帯数	高齢者のみ世帯割合 (④÷⑤)
堺	堺1	11,752	26.33%	4,385	37.31%	2,827	24.06%	23,248	6,506	27.99%
	堺2	9,708	27.02%	3,441	35.44%	2,551	26.28%	17,673	5,212	29.49%
	堺3	9,019	25.76%	3,539	39.24%	2,512	27.85%	19,055	5,113	26.83%
	堺4	9,794	31.57%	3,417	34.89%	2,724	27.81%	15,582	5,238	33.62%
中	中1	10,070	28.56%	2,533	25.15%	2,207	21.92%	15,975	4,708	29.47%
	中2	9,274	22.73%	2,615	28.20%	2,036	21.95%	18,278	4,424	24.20%
	中3	12,255	25.20%	2,881	23.51%	2,969	24.23%	20,765	5,350	25.76%
東	東1	13,261	30.81%	3,601	27.15%	2,743	20.68%	19,517	6,462	33.11%
	東2	12,448	28.35%	3,308	26.57%	2,613	20.99%	19,203	5,924	30.85%
西	西1	11,219	27.57%	3,611	32.19%	2,962	26.40%	19,150	5,746	30.01%
	西2	13,782	23.30%	3,881	28.16%	3,306	23.99%	26,108	6,709	25.70%
	西3	10,657	27.03%	3,040	28.53%	2,454	23.03%	17,560	5,309	30.23%
南	南1	11,160	30.66%	2,339	20.96%	1,880	16.85%	15,507	5,000	32.24%
	南2	13,342	32.84%	3,069	23.00%	2,328	17.45%	18,158	6,258	34.46%
	南3	10,654	31.45%	3,306	31.03%	2,356	22.11%	16,180	5,535	34.21%
	南4	11,585	32.45%	3,341	28.84%	2,543	21.95%	16,010	6,021	37.61%
北	北1	8,929	23.29%	2,681	30.03%	2,016	22.58%	17,361	4,458	25.68%
	北2	9,798	29.68%	3,538	36.11%	2,365	24.14%	16,381	5,541	33.83%
	北3	10,033	23.45%	2,664	26.55%	2,104	20.97%	18,556	4,809	25.92%
	北4	10,012	22.35%	3,103	30.99%	2,243	22.40%	21,460	5,023	23.41%
美原	美原1	11,175	28.56%	2,482	22.21%	2,242	20.06%	16,634	4,895	29.43%
合計		229,927	-	66,775	-	51,981	-	388,361	114,241	-
平均		10,949	27.30%	3,180	29.04%	2,475	22.61%	18,493	5,440	29.42%
最大差		4,853	-	2,046	-	1,426	-	10,601	2,285	-

1. 総合相談

年度	職員数			高齢者人口 (年度末)	総合相談							職員一人当たり 高齢者人口	職員一人当たり 相談件数
	計	包括	ブランチ		計	包括計	内,新規	内,再	ブランチ計	内,新規	内,再		
21	113.5	97	16.5	185,554	33,559	19,913	4,415	15,498	13,646	2,849	10,797	1,635	296
22	114.5	98	16.5	188,257	43,802	27,448	4,693	22,755	16,354	2,501	13,853	1,644	383
23	119.5	103	16.5	194,303	40,631	26,905	4,119	22,786	13,726	2,131	11,595	1,626	340
24	134	134		204,140	64,165	64,165	10,891	53,274				1,523	479
25	146	146		212,845	84,436	84,436	9,972	74,464				1,458	578
26	148	148		220,314	97,519	97,519	9,713	87,806				1,489	659
27	148	148		225,580	103,693	103,693	8,937	94,756				1,524	701
28	153	153		229,321	115,350	115,350	9,857	105,493				1,499	754

※ ブランチの職員数は、1か所0.5人(33か所×0.5人=16.5人)

2. 相談経路内訳

年度	計	本人	家族 (同居)	家族 (別居)	関係機関														その他
					行政	包括C・ 在介C	医療機 関	認知症 疾患医 療C	ケアマネ	サービス 事業者・ 施設	民生委員・ 福祉委員・ 自治会	権利擁 護・成年 後見	警察・消 防	消費者C	金融機 関	障がい 者支援 関係	その他		
24	64,165	13,753	5,762	6,043	6,199	8,991	3,625	154	10,755	2,689	2,421	368	450	27	48	323	1,187	1,370	
25	84,436	18,300	7,777	7,381	8,370	11,077	5,154	207	14,266	3,773	2,569	892	674	46	116	606	1,437	1,791	
26	97,519	21,267	9,065	8,459	10,289	11,456	5,757	130	16,811	4,879	3,138	1,125	813	51	94	549	1,495	2,141	
27	103,693	21,820	9,293	10,082	10,838	11,245	6,142	261	17,922	5,273	3,516	1,786	847	55	187	542	1,702	2,182	
28	115,350	24,342	10,089	10,416	11,429	13,498	7,262	446	21,282	5,564	3,384	1,646	642	63	188	674	1,851	2,574	

振興課

1. 地域包括支援センターの機能強化に向けた取組

(1) 地域包括支援センターの評価を通じた業務の改善や体制整備の推進

地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントや包括的支援事業等の実施を通じて、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としており、今後、地域包括ケアシステムの構築を推進していく上で、その機能強化は重要な課題である。

他方、地域包括支援センターの状況については、業務負担が過大となっているとの指摘があり、具体的に、負担が大きい業務としては、総合相談支援業務や指定介護予防支援など、地域包括支援センターによって異なっている。

地域包括支援センターが、その機能を適切に発揮していくためには、センターごとに業務の状況を明らかとし、これに基づいた、それぞれ必要な機能強化を図って行く必要がある。

こうした観点から、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号。以下「改正法」という。）においては、市町村や地域包括支援センターは、地域包括支援センターの事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないものとした。（介護保険法第 115 条の 46 関係）

具体的には、国において、全国で統一して用いる評価指標を策定し、全国の市町村及び地域包括支援センターを比較評価することを可能とすることで、個々の地域包括支援センターの業務の状況や量等の程度を市町村が把握し、これを地域包括支援センター運営協議会等により、評価・点検できる仕組みの構築を予定している。

市町村においては、地域包括支援センターの人員体制について、特に留意していただくとともに、包括的支援事業のうち社会保障充実分予算の活用（※）も視野に入れ、地域包括支援センターの運営費が適切な水準となるようご配慮いただきたい。

また、地域包括支援センターの運営費については、昨年、会計検査院より、包括的支援事業と指定介護予防支援等を兼務する職員の人件費が適切に算定されていない実態が見られたことについて、厚生労働省に対し、適正な交付額の算定方法の具体的な提示等を行うよう意見表示があった。このことを受け、当該年度の地域包括支援センターの総支出額から、介護予防支援費等にかかる収入分を控除した金額を交付の基準としているところである。市町村からの委託費等が、この交付の基準に基づく水準となっていない場合、地域包括支援センターが十分な運営費を得られていない場合が推測されるので、市町村においては、委託費等の検討に当たって、この交付の基準の水準を勘案していただくよう、願います。

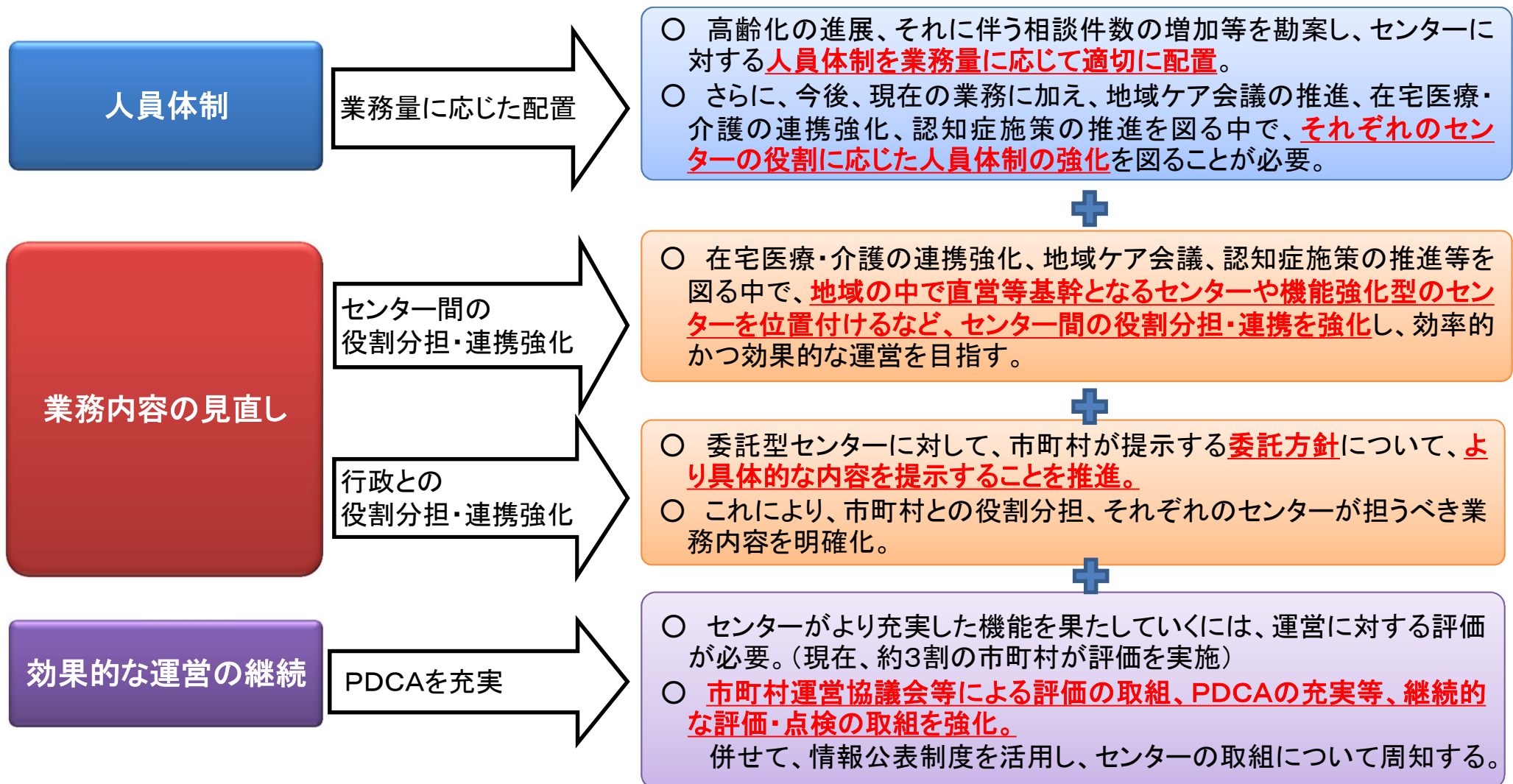
※ 包括的支援事業のうち社会保障充実分予算を用いたセンターの機能強化の例

地域ケア会議の日程調整や、議事の準備、謝金等の支払い等の業務について、専任で行う事務職員を雇用し、その人件費について、包括的支援事業のうち社会保障充実分予算に計上。

地域包括支援センターの機能強化へ向けた方向性

地域包括支援センターは、行政直営型、委託型にかかわらず、行政(市町村)機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要。

(方 向 性)



地域包括支援センターの機能強化

- 高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加およびセンターごとの役割に応じた人員体制を強化する。
- 市町村は運営方針を明確にし、業務の委託に際しては具体的に示す。
- 直営等基幹的な役割を担うセンターや、機能強化型のセンターを位置づけるなど、センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。
- 地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。
- 地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行う。

